

広島県訓令第第八号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（広島県防災会議の委員の指名及び幹事の任命）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>一一十（略）</p> <p>十一 上下水道部長</p> <p>十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一一十二（略）</p> <p>十三 上下水道部上下水道総務課長</p> <p>十四（略）</p> <p>（広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部の本部員の任命及び副部長の指名並びに広島県国民保護協議会の委員の任命）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>一一十（略）</p> <p>十一 上下水道部長</p> <p>十二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（広島県新型インフルエンザ等対策本部の本部員の任命及び副部長の指名）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>一一十（略）</p> <p>十一 上下水道部長</p> <p>十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（広島県交通安全対策会議の委員の指名及び幹事の任命）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（広島県防災会議の委員の指名及び幹事の任命）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>一一十（略）</p> <p>十一 企業局長</p> <p>十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一一十二（略）</p> <p>十三 企業局企業総務課長</p> <p>十四（略）</p> <p>（広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部の本部員の任命及び副部長の指名並びに広島県国民保護協議会の委員の任命）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>一一十（略）</p> <p>十一 企業局長</p> <p>十二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（広島県新型インフルエンザ等対策本部の本部員の任命及び副部長の指名）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>一一十（略）</p> <p>十一 企業局長</p> <p>十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（広島県交通安全対策会議の委員の指名及び幹事の任命）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>

<p>一 環境県民局生活担当部長 二四 (略)</p> <p>(広島県都市計画審議会の幹事の任命) 第三十三条 (略) 一七 (略) 八 土木建築局建築技術担当部長 九 (略)</p> <p>(広島県開発審査会の幹事の任命) 第三十五条 (略) 一 (略) 二 土木建築局建築技術担当部長 三八 (略)</p>	<p>一 環境県民局総括官 二四 (略)</p> <p>(広島県都市計画審議会の幹事の任命) 第三十三条 (略) 一七 (略) 八 土木建築局総括官 九 (略)</p> <p>(広島県開発審査会の幹事の任命) 第三十五条 (略) 一 (略) 二 土木建築局総括官 三八 (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。